

国立民族学博物館コンピュータ・ネットワーク利用規則

平成16年4月6日
規則第 36号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立民族学博物館（以下「本館」という。）が設置したコンピュータ・ネットワークの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役割)

第2条 本館のコンピュータ・ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）の研究・教育、本館資料の情報化及び民族学に関する学術情報の公開等に供するものとする。

(利用の定義)

第3条 ネットワークの利用とは、ネットワークにコンピュータ等の情報機器を接続し、ネットワークを介して情報を送受することをいう。

(利用者)

第4条 ネットワークを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 機構の役員及び職員（契約職員及びパートタイム職員を含む）
- (2) 本館の名誉教授
- (3) 本館の客員教授及び客員准教授
- (4) 本館の共同研究員、外来研究員及び特別共同利用研究員
- (5) 本館の外国人研究員
- (6) 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻人類文化研究コースの学生
- (7) その他館長が特に必要と認めた者

(利用の申請)

第5条 前条に規定する者が、コンピュータ等の情報機器をネットワークに接続し利用する際は、利用申請書（様式第1号）により申請し、館長の承認を得なければならない。

(届出)

第6条 利用者は、次に掲げる事項に該当する事由が生じた場合は、速やかに館長に届け出なければならない。

- (1) 利用を終了又は中止したとき。
- (2) 申請書の記載事項に変更が生じたとき。
- (3) 情報機器を他のネットワークに接続したあと、本館のネットワークに再び接続するとき。

(利用者の義務)

第7条 利用者は、ネットワークに接続したコンピュータに対して次に掲げる事項について責任を持って行わなければならない。

- (1) 導入されているソフトウェア（オペレーティングシステムを含む）に対し、公開されている脆弱性への対策を実施すること。
- (2) ウイルス駆除ソフトウェアを導入すること。
- (3) ウイルス駆除用のパターンファイルを常に最新のものに更新すること。

（禁止行為）

第8条 利用者は、ネットワークの利用に当たって、次の各号に規定する行為を行ってはならない。

- (1) 第2条の規定による役割以外の目的で利用する行為
- (2) 法令に違反する行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) その他、館長が本ネットワーク運用上支障があると認めた行為

（他のネットワークへの接続）

第9条 利用者は、ネットワークを利用して他のネットワークと接続するときは、接続先のネットワーク及び接続のため経由するネットワークの利用規則等を遵守しなければならない。

（不正行為等の報告）

第10条 利用者は、コンピュータ・システムのセキュリティを侵害することを目的として故意に行われたアクセスなど、ネットワークのセキュリティを侵害する行為等を認めたときは、直ちに館長に報告しなければならない。

（調査等）

第11条 館長は、第8条に規定する禁止行為又は第10条に規定する報告があったときは、その報告内容について情報管理施設長に調査させるものとする。

2 前項の調査により禁止行為等があったと認められた場合は、直ちに、その是正措置を行い、当該利用者のネットワークの利用を停止するものとする。

3 情報管理施設長は、第8条に規定する禁止行為により機構に損害が生じた場合は、損害賠償請求のため、その額を計算し、館長に報告するものとする。

（運営）

第12条 ネットワークの運営に関する業務は、情報管理施設情報課において行う。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか、ネットワークの利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年2月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。